

## 平成21年度工事随意契約調べ(1月分)

契約年月	請負業者		工事の名称	工事場所		契約期間	備考
設計工期	工事担当課	工事番号	設計金額	契約金額	契約の種類		
2010/1/8	智代美建設㈱		農道災害復旧工事 岡崎地区森小手穂	和歌山市森小手穂地内		2010/1/9	集中豪雨により農道路側擁壁が崩壊し、応急措置を当該建設業者に委託したが、農道としての機能を果たせず通行に危険な状態であり、また市民生活に重大な影響をおよぼしており、早急に路側擁壁の復旧をしなければならぬため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
60	耕地	09000450	4,840,500	4,777,500	随意契約	2010/3/9	
2010/1/21	㈱大林組 本店		直川用地下水道管工事その2	和歌山市直川地内		2010/1/22	既設市道直川45号線が造成工事による排水不良のため、路面排水を既設水路に流出させる下水管を埋設する必要となり、この本体の造成工事の請負業者にて契約することにより経費の節減及び工期の短縮が図られ、適切な施工が確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用とした。
68	企立地	09000452	7,165,200	7,140,000	随意契約	2010/3/30	
2010/1/21	㈱江川組		水路災害復旧工事 和佐地区祢宜	和歌山市祢宜地内		2010/1/22	集中豪雨による山の土砂崩れにより、水路が崩壊し、応急処置として当該建設業者に依頼しましたが、水路としての機能を果たせず二次災害が発生する危険性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
60	耕地	09000455	1,606,500	1,606,500	随意契約	2010/3/22	
2010/1/21	庄司建設工業		農道災害復旧工事 西山東地区奥須佐	和歌山市奥須佐地内		2010/1/22	集中豪雨により農道路肩が崩壊し、応急措置を当該建設業者に依頼しましたが、農道としての機能を果たせず通行に危険な状態であり、また果樹等の耕作従事者に重大な影響をおよぼしており、早急に復旧をしなければならぬため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
60	耕地	09000456	1,039,500	1,034,250	随意契約	2010/3/22	
2010/1/21	㈱矢田建設		水路災害復旧工事 東山東地区黒岩	和歌山市黒岩地内		2010/1/22	集中豪雨により水路壁兼橋台部分が崩壊したため応急措置を行っているが、依然として水路の通水及び里道(床版)の通行に重大な影響をおよぼしており、早急に復旧する必要がある。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
68	耕地	09000458	850,500	832,650	随意契約	2010/3/30	
2010/1/21	㈱矢田建設		水路災害復旧工事 東山東地区黒岩(その2)	和歌山市黒岩地内		2010/1/22	集中豪雨により水路壁が倒壊したため応急措置を行ったが、今後さらに土砂が崩落する可能性が高く、通水に支障をきたすだけでなく隣接する畑地にも重大な影響をおよぼすおそれがあるため早急に復旧する必要がある。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
68	耕地	09000459	861,000	834,750	随意契約	2010/3/30	
2010/1/21	㈱東部建設		ため池災害復旧工事 東山東地区永山	和歌山市永山地内		2010/1/22	集中豪雨によりため池堤体が決壊したため応急措置を行ったが、ため池としての機能を果たせず農業従事者に重大な影響を及ぼしており、また、今後さらなる決壊をおこし周辺民家に多大な被害を与える恐れがあるため早急に復旧する必要がある。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
68	耕地	09000461	1,302,000	1,260,000	随意契約	2010/3/30	
2010/1/21	坂田建設(有)		農道災害復旧工事 西山東地区頭陀寺	和歌山市頭陀寺地内		2010/1/22	集中豪雨により農道路肩が崩壊し、当該建設業者に応急措置を依頼しましたが、農道としての機能を果たせず通行に危険な状態であり、また果樹等の耕作従事者に重大な影響をおよぼしており、早急に復旧をしなければならぬため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
60	耕地	09000457	3,066,000	2,992,500	随意契約	2010/3/22	
2010/1/21	井口建設		水路災害復旧工事 東山東地区永山	和歌山市永山地内		2010/1/22	集中豪雨により水路壁部が流出したため応急措置をおこなったが、従前の通水断面を復旧できておらず農業従事者に重大な影響をおよぼしている。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
68	耕地	09000462	756,000	756,000	随意契約	2010/3/30	
2010/1/21	(有)丸浦工務店		農道災害復旧工事 東山東地区大河内	和歌山市大河内地内		2010/1/22	集中豪雨により農道が隣接するため池に崩落したため応急措置をおこなったが、農道の通行が不可能な状態であり、農業従事者に重大な影響をおよぼしているため早急に復旧する必要がある。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用とした。
68	耕地	09000460	3,087,000	3,024,000	随意契約	2010/3/30	